

## 加賀市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付要綱

令和元年6月30日  
告示第59号

(趣旨)

第1条 この告示は、公益財団法人日本骨髄バンク(以下「骨髄バンク」という。)が実施する骨髄バンク事業において、骨髄・末梢<sup>しょう</sup>血幹細胞(以下「骨髄等」という。)の提供を完了した者(以下「ドナー」という。)の経済的負担を軽減し、骨髄等の移植の推進に寄与するため、加賀市補助金交付規則(平成17年加賀市規則第50号)及び加賀市税等の滞納者に対する特別措置に関する条例施行規則(平成20年加賀市規則第6号)に定めるもののほか、加賀市骨髄等移植ドナー助成金(以下「助成金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 この助成金は、次に掲げる者に対して交付する。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による被保護世帯に属する者並びに加賀市暴力団排除条例(平成24年加賀市条例第1号)第2条第3号に規定する暴力団員及び当該暴力団員と密接な関係にある者を除く。

(1) 次のいずれにも該当するドナー

- ア 骨髄等の提供を完了した日(以下「骨髄等提供日」という。)において、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定による本市の住民基本台帳に記録されているもの
- イ 本市以外の地方公共団体等からこの告示による助成と同様の趣旨の助成等を受けていないもの
- ウ 市税等(加賀市税等の滞納者に対する特別措置に関する条例(平成19年加賀市条例第35号)第2条第3項に規定する市税等をいう。)の滞納がないもの

(2) 前号に規定するドナーが勤務する市内の事業所等(国、地方公共団体及び独立行政法人並びに個人事業主を除く。)

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、骨髄等の提供に係る通院及び入院に要した日数(以下「通院等の日数」という。)に、次の各号に掲げる助成対象者の区分に応じ当該各号に定める額を乗じて得た額とする。

- (1) ドナー1人につき 2万円
- (2) ドナーが勤務する事業所等 1万円

2 前項の通院等の日数は、次に掲げる通院等の日数を合計したものとし、その上限は、7日とす

る。

- (1) 健康診断のための通院
- (2) 自己血貯血のための通院
- (3) 骨髄等の採取のための入院
- (4) 前3号に掲げるもののほか、骨髄等の提供に関し、骨髄バンクが必要と認める通院及び入院

(助成の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとするドナーは、医療機関での骨髄等の提供を完了し、当該医療機関を退院した日の翌日から起算して1年以内に、加賀市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付申請書(ドナー用)(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 骨髄バンクが発行する通院等の日数及び骨髄等の提供の完了を証する書類の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 助成金の交付を受けようとする事業所等は、当該事業所等に勤務するドナーが骨髄等の提供を完了し、当該医療機関を退院した日の翌日から起算して1年以内に、加賀市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付申請書(事業所等用)(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) ドナーが助成金の交付の申請をしない場合にあつては、前項第1号の書類
- (2) ドナーとの雇用関係を確認できる書類
- (3) ドナーが骨髄等の提供のために取得した休暇等の日数が確認できる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、助成の可否を決定し、加賀市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付・不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付を決定した者に対して、助成金を交付するものとする。

(助成金の取消し及び返還)

第6条 市長は、申請者が虚偽その他不正な行為により助成金の交付を受けたと認めたときは、当該交付決定を取り消し、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年7月1日から施行し、同日以後の助成金の交付から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和7年12月1日以後の助成金の交付から適用する。